

適正な弁護士人口に関する決議

第1 決議の趣旨

群馬弁護士会は、政府に対し、2016年以降、司法試験年間合格者数を1000人以下とするよう求める。

第2 決議の理由

政府は、2002年3月、法的需要が増加し続けるものと見込み、司法試験合格者を2010年ころまでに年間3000人程度とすることを目指す等とした「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。その結果、司法試験合格者数が増加し、2007年から2013年には年間2000人を超える状況となり、2002年当時1万8838人であった弁護士数は2015年1月1日時点で3万6364人とほぼ倍増している。

一方、法的需要が増加し続けるとの政府の見込みは大きく外れ、裁判所の新受事件数は2003年の全事件607万0201件（うち民事事件351万3064件、行政事件7436件）をピークに、平成21年には全事件459万7225件（うち民事・行政事件240万8564件）、平成25年には全事件361万4242件（うち民事・行政事件152万4018件）と減少の一途を辿り、また、企業や官公庁等における需要の増加は今後もほとんど見込めない。

その結果、弁護士の供給過多となり、司法修習修了者の就職難が深刻化し、いわゆる即独、ノキ弁が増加したことにより、OJT不足による弁護士の質の低下が一層懸念されている。また、就職難や司法修習生の貸与制等の結果、法科大学院の志願者数は2004年に7万2800人であったのが、2013年には1万3924人と激減しており、法曹界における有為な人材の確保が困難な事態となっている。

基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命に鑑みれば、弁護士には高度な専門的知識と能力、職業倫理が必要とされるところ、このような弁護士の質の低下により、適切な事件処理が受けられないといった不利益を被るのは市民である。すなわち、不適切な指導・助言や事件処理により、市民の適切な権利行使

等が阻害される。また、弁護士の経済的基盤の悪化のため、これまで弁護士や弁護士会が担ってきた公益的な諸活動に対する取組に消極的になる懸念がある。

また、法曹養成制度改革推進会議は、2015年6月30日、「法曹要請制度改革の更なる推進について」を決定したが、同決定においては、「現行の法曹要請制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」とされ、司法試験合格者数の減少が提言されているとも考えられるが、一方、今後も、少なくとも、年間1500人程度の司法試験合格者数を維持しようとの趣旨とも思われる。

さらに、2015年9月8日、平成27年度の司法試験合格者が発表されたところ、その合格者数は平成26年度の合格者数1810人を上回る1850人であり、上記決定において触れられている司法試験合格者数の減少という内容に反する合格者の増加がなされた。

当会は、2008年12月26日、司法試験合格者数を1500人程度に留めるために必要な措置を講じるとともに、できるだけ早期に法曹人口の調査・検証を行い、その結果に基づく適正な合格者数を確定し、もって、法曹養成制度全体の根本的な見直しを求める旨決議をした。しかし、来年度からの司法試験合格者数が1500人となったとしても、法曹人口は6万5000人前後まで増加することになる。既に述べた各種の弊害を考慮すれば、もはやこれ以上の急激な法曹・弁護士人口増加は看過できない。そして、もし、司法試験合格者数を1000人とすれば法曹人口は最大で5万人弱となるが約4万2000人（その90%が弁護士とすると弁護士数は約3万8000人）で均衡するのである。

そこで、当会として、司法試験合格者数を速やかに年間1000人以下にすることを政府に求める次第である。 以 上

2016（平成28）年1月6日

群馬弁護士会